

資本関係又は人的関係のある者(以下「同族企業」という。)の同一入札への参加を制限する運用基準

1. 適用する入札

建設工事に係る一般競争入札

2. 入札を無効とする同族企業同士の同一入札への参加

(1) 入札公告日から入札参加受付期間の末日までの間に、次のアからウのいずれかに該当する場合、発注者は該当する者を同族企業同士と判断する。

ア 資本関係は次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等。以下同じ。)である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

会社法 第2条(抜粋)

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

会社法施行規則 第2条第3項(抜粋)

二 会社等 会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これらに準ずる事業体をいう。

イ 人的関係は次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)から(ウ)は会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の役員と夫婦関係にある場合

(ウ) 一方の会社の役員が他方の会社の役員と親子または兄弟姉妹の関係にある場合で、その者の住所地が同一の場合

(エ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

役員とは次の者とする。

1 会社等の代表権を有する取締役

2 取締役(社外取締役、委員会等設置会社の取締役を除く。)

3 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

4 名称が異なっても1から3のいずれかの職務権限等に該当する者

ただし、監査役、執行役員は役員としない。

ウ 上記ア又はイ以外で入札の適正さが阻害されうると認められる場合

(ア) 中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）と当該組合の組合員に該当する場合

(イ) 上記ア及びイ以外で上記ア又はイと同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

中小企業等協同組合法 第3条(抜粋)

- 一 事業協同組合
- 一の二 事業協同小組合
- 二 信用協同組合
- 三 協同組合連合会
- 四 企業組合

- (2) 上記(1)の同族企業同士が同一入札に参加した場合、公正、公平な競争入札が阻害されたおそれがある入札と判断し上記(1)の同族企業同士が行った入札を無効とする。
ただし、入札参加申請書提出後から開札までの間に辞退届を提出し入札を辞退した者がいて、開札時点で同族企業同士の同一入札への参加が解消されている場合はこの限りでない。
- (3) 共同企業体の場合、他の共同企業体との構成員同士、又は共同企業体の構成員と単体企業が上記(1)の同族企業同士の場合は当該構成員を含む共同企業体を同族企業とみなす。

3. 同族企業同士の判断方法

- (1) 入札参加資格審査申請時に提出された「資本的関係又は人的関係に関する調書」に記載された同族企業が当該入札に参加しているか否か発注者が確認する。
なお、同調書の内容に変更(新規該当、非該当、内容の変更)が生じた場合は、速やかに変更後の内容を記載した「資本的関係又は人的関係に関する調書」を提出しなければならないものとする。
- (2) 上記(1)の確認で同族企業同士の同一入札への参加と発注者が判断した場合、当該同族企業同士の入札（該当する複数者の入札）を無効とする。

4. 虚偽記載

- (1) 落札者決定後に落札者の資本関係又は人的関係に関する調書の記載内容に虚偽（以下「虚偽記載」という。）が契約締結前に判明した場合、発注者は落札者の入札を無効とし、落札者決定を取り消すものとする。
- (2) 契約締結後に契約相手の虚偽記載が判明した場合、定めのない事項についての協議の規定により契約解除の協議を行うものとする。
また、工事着手後の場合は契約相手の入札時の不正行為の有無や工事進捗状況などを考慮したうえで発注者は当該契約を継続するか解除するかを適切に判断するものとする。
- (3) 資本関係又は人的関係に関する調書に虚偽記載があった場合、佐野市競争入札参加者指名停止要綱に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。

5. 適用日

- (1) 平成30年5月1日以降に入札公告を行う一般競争入札から適用する。

(2) 上記(1)にかかわらず、平成30年4月30日までに入札公告された入札については従前の例によるものとする。

附 則

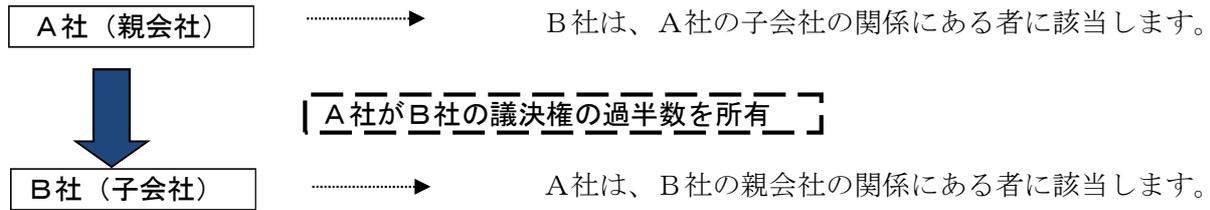
(1) 平成31年4月1日以降に入札公告を行う一般競争入札から適用する。

(2) 上記(1)にかかわらず、平成31年3月31日までに入札公告された入札については従前の例によるものとする。

具体的な事例

I 「親会社」又は「子会社」の関係にあるとは、次のような場合です。

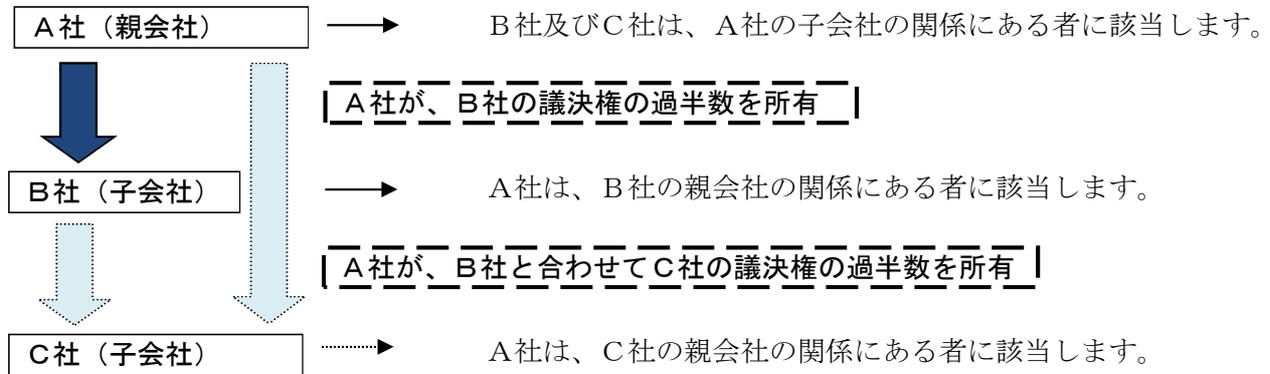
- (1) 一方の会社A^{※1、※2}が他方の会社Bの議決権総数の過半数を所有している関係
(A社とB社は、同一の入札に参加できません。)



※1 Aが個人事業者である場合は、その個人事業主を含みます。

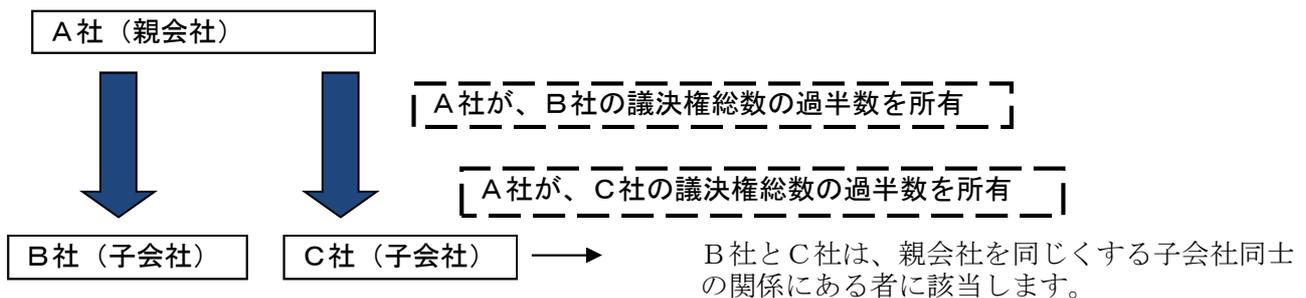
※2 A社の役員がB社の議決権総数の過半数（複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となるときを含みます。）を所有している場合を含みます。

- (2) 一方の会社Aが、(1)の子会社の関係にあるB社が所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社Cの議決権の総数の過半数を所有している関係（A社、B社及びC社は、同一の入札に参加できません。)

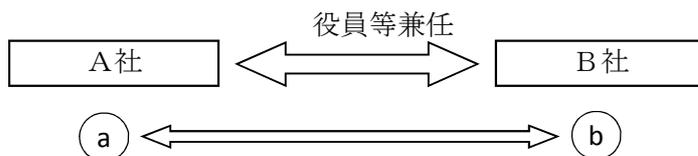


II 「親会社を同じくする子会社同士の関係」とは、次のような場合です。

B社の議決権総数の過半数を所有している会社と、C社の議決権総数の過半数を所有している会社が、いずれもA社^{※3}である場合におけるB社とC社の関係（B社及びC社は、同一の入札に参加できません。)



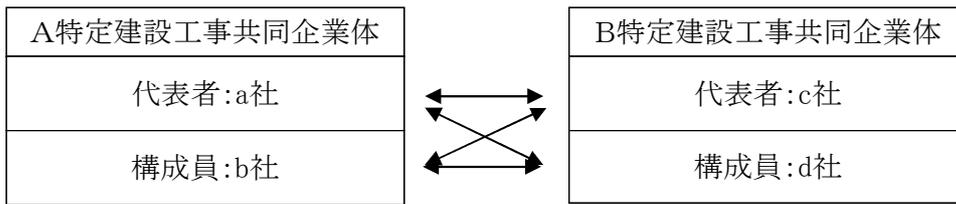
III 「人的関係」のある者とは、次のような場合です。



夫婦又は親子・兄弟姉妹（住所地が同一の場合に限る。)

IV 入札参加者が共同企業体である場合の適用

- (1) 矢印で結ばれた2社の中に、資本関係又は人的関係がある場合には、同一の入札への参加が認められません。



- (2) 矢印で結ばれた2社の中に資本関係又は人的関係があっても、同一の入札への参加は制限されません。

